

## 中国の死刑囚の臓器利用がイスラエルの新移植法に与える影響

ジェイコブ・ラヴィー(医学博士)

2005年のある日、私は患者から異常な話を聞いた。この患者は深刻な心臓疾患を抱え、私の担当する科ですでに一年以上入院しており、イスラエルでは優先的に、移植の機会を待っていた。この日、患者は適切な心臓の提供者が現れるまであてもなく待つことにうんざりしたと語り、加入している医療保険会社に二週間以内に中国に渡航するように言われたと報告したのだ。手術の日取りもすでに決まっているという。私は彼に、移植手術をどうやってそのように事前に手配できるのだろうか、と尋ねたが「そこまで問い合わせる気がなかった」との返答だった。その後、彼は中国に渡航し、事前に約束された定められた日に心臓移植の手術を受けた。

この時初めて私は、中国で心臓移植手術ができることを知った。それまではイスラエルの患者が中国でこの種の手術を受けたことはなかった。腎移植に関しては、数年前から腎移植担当の同僚からイスラエルの患者が中国に行き移植手術を受ける話は聞いていた。生活に困っている中国人が経済状況を向上させるために片方の腎臓を売るのだろうと、提供者のことを推定し、特に問い合わせることはなかった。しかし、心臓の移植手術を中国で受けることができ、さらに事前に日取りまで決められることは全くの驚きであり、事情を調べてみることにした。

1980年代から中国で行われている身の毛のよだつ行為の詳細が明らかになるまでに大した時間はかからなかった。移植臓器のほとんどは、死刑囚または良心の囚人からのもので、臓器提供の同意は全くないか、倫理的に有効でない状況だった。死刑執行日は、臓器の販売価格分が支払える被移植者の都合で決められる。2005年に調査を始めた当時は、中国当局はこの行為を否認していた。このため、主な情報源は、米国に亡命した天津武装警察総隊病院の王国斉元医師が、2001年6月、米下院国際関係委員会の小委員会である国際業務と人権(International Operations and Human Rights)の公聴会での証言だった<sup>1</sup>。私が研究結果を発表しようとした2005年12月、中国衛生部の黄潔夫副部長(厚生労働省の副大臣に相応)が初めて、中国では少数の交通事故死のドナー以外、ほとんどの死体臓器は処刑された囚人から摘出されていることを認めた。しかし、これらの囚人は、中華人民共和国の法律で死刑と判決された刑事犯であり、死刑囚あるいは家族が処刑後の臓器提供に、情報を与えられたうえで同意していると黄潔夫副部長は主張した。

2006年10月、私の調査結果は『イスラエル医師会ジャーナル』に掲載された<sup>2</sup>。論文の追記で、イスラエルがこの行為への参与をやめるよう訴えた。臓器移植のために中国に渡航する世界各国の患者のうち、イスラエルの患者だけが保険会社が費用を全額支給する国だからである。この全額支給は、イスラエルが中国の臓器移植を合法的で倫理に適っていると認めていることになると指摘し、政府に、即座に全面的な禁止を要請し、中国の残忍な行為へのイスラエルによる一切の関与を告発するよう呼びかけた。

2006年7月、私の論文が掲載される少し前、マタス氏とキルガー氏の調査報告書『血まみれの臓器狩り』の初版が発表された。このため私は、イスラエルの他の医学誌に論文の増訂版を発表し<sup>3</sup>、処刑された法輪功学習者を主な臓器の供給元として利用しているという身の毛のよだつ事実を追加した。この2つの論文が発表された後、私はマスコミに連絡した。後、中国で処刑された囚人からの臓器売買に関する広範囲にわたる調査報告が、イスラエルで最も配布率の高い新聞に発表された。さらに、地元で人気のあるニュースサイト YNet での同問題の特集、続くテレビ報道など全てが、一般の人々の認識を高めた。

友人であり、この意識を高める活動に同じく取り組んでいる、移植手術専門家のイータン・モア教授と一緒に、

2007年6月、イスラエル国家移植センターと移植学会の主催で、「イスラエルでの移植臓器の不足を解決するうえでの倫理的難題」についての特別会議が開かれた。招聘された講演者には、当時世界保健機関（WHO）の臓器移植特別顧問だったフランシス・デルモニコ(Francis Delmonico)教授や、アムネスティ・インターナショナル、イスラエル支部のアムノン・ヴィダン(Amnon Vidan)事務局長、当時イスラエル医学会会長だったヨラム・ブラシャール(Yoram Blashar)教授、カリフォルニア大学ロサンゼルス校（UCLA）医学センター腎臓移植プログラムの著名な理事ガブリエル・ダノビッチ(Gabriel Danovitch)教授、デービッド・マタス(David Matas)弁護士などが講演を行った。マタス氏は報告書『血まみれの臓器狩り』の要旨を多数の参席者に紹介した。会議の前日、イスラエル保健省からマタス氏のプレゼンテーションの取消しを考慮するよう求められ、国家外交問題に巻き込まれていることに気づかされた。駐イスラエルの中国大使館がイスラエルの外務省に提示した要請に応じてのことだった。この要求を断わったところ、外交上の困難を避けるため、マタス氏の講演とのバランスを取って、駐イスラエルの中国大使館代表の講演を手配するよう丁重に求められた。中国代表の講演は行われたが臓器の供給元には一切言及せず、『血まみれの臓器狩り』は中国を誹謗中傷しようとする試みに過ぎないと表現した。この中国代表に対して、会場からは嘲りの声が一斉に発せられた。

この席で、イスラエルでも最も尊敬されているラビのひとり、シャローム・エリヤシブ・ラビ(Rabbi Shalom Elyashiv)から、全く予期しない支持を受けた。エリヤシブ・ラビは少数派である正統ユダヤ教を司り、脳死を合法的な死として認めることに反対している。このため、脳死後の臓器移植にも反対の立場にある。ただ、エリヤシブ・ラビはユダヤ人以外の脳死後の臓器移植には寛容な態度を取っていたにもかかわらず、「中国で処刑された囚人の臓器を利用し、お金の出せるに者に売るという行為は、ユダヤ教の思想では神への冒瀆であり、あらゆる手段で避けるべきである。たとえ、レシピエントが死ぬことになっても、避けるべきだ」という彼の公言は多くのものを驚かせた。

会場での突っ込んだ討議の後、イスラエル議会保健委員会が特別会議を招集した。移植を待つ患者から、移植担当医、保険会社の取締役、保健維持機構（HMO）の理事、イスラエルの法輪功学習者、保健省の役員まで、あらゆる利害関係者が招かれた。全ての意見を聴取した後、委員会は全員一致で、中国の残虐な行為に対する嫌悪を表明し、臓器移植のためにイスラエルの患者を中国に送り込むことはやめるよう呼びかけた。

同委員会は、さらに保健省と共同で、当時考案中の新たな『臓器移植法』に、違法な臓器取得または臓器取引に関与した場合、国外での移植手術に対する支払を禁じる特別の章が挿入されるようにした<sup>4</sup>。この新法は2008年3月に議会を通して採択された。まもなく、イスラエルのすべての保険会社に、違法な臓器の取得または取引が行われていることが知られている国での臓器移植に給付することを禁じる規制が発せられた。この規制は保険会社により即刻実行され、イスラエルから中国への移植ツアーは一挙に完全に止まった。同規制は、移植のために海外に渡航するイスラエル人全体の数を、2006年の155人から2011年の26人に抑えた。

イスラエルの『臓器移植法』は、移植ツアーの扉を閉じただけではない。並行して、死体移植と親族からの生体移植の両方において、国内の臓器提供を奨励する新たな方法を切り開くための条項もいくつか盛り込まれた。これは『イスタンブール宣言』で強調する移植提供の国内自給を促進する<sup>5</sup>。イスラエル国立移植センター運営委員会への私の提案に基づき、『臓器移植法』は、以前にドナー登録をしていた者が優先的に臓器を受けられる、という独自の新しい政策を採り入れた<sup>6</sup>。この前例のない臓器提供の優先政策は、臓器移植を待つ者で、何らかの理由から臓器提供はしない「ただ乗り」現象を排除する目的で設定されており、倫理的な互惠的利他主義の原則に基づくものである。

同法は、生存しているドナーによる生体臓器の提供を阻む要因を取り除くことを目的とした、ささやかながらの払い戻しを盛り込んでいる。倫理委員会が認定した生存しているドナーに対し、代替できない政府からの払い戻しとして、下記の項目が認められている。▼臓器提供前の3ヶ月間の平均収入(失業者の場合は最低賃金)に基づく40日間の収入補填▼ドナーと家族の入院期間とその後の検診に支払った交通費の定額金▼提供後3ヶ月以内の7日間の回復手当▼(適切な保険証、領収書の提出で支給される)5年間の医療・休職・生命保険の掛け金の払い戻し▼(適切な領収書の提出で支給される)5回までの心理的な相談・治療の費用。これらの措置はすでに功を奏しており、2011年の臓器提供数は2010年比の68%と著しく上昇した。

臓器の摘出・売買における非倫理的で非道徳的な行為を変えるよう、他国、特に中国のような閉鎖的な大国に、影響を与えることは難しい。一つだけの措置ではこの転換をはかることは期待できない。処刑された囚人と法輪功学習者から臓器を摘出して世界そして自国の富裕な移植を待つ患者に提供する連鎖組織を解体するには、グローバルに様々な形で一致協力し、様々なレベルで働きかけるしかない。イスラエルの法的な取り組みにより、自国の移植待ち患者が中国から臓器を得るのを止めさせることに成功した。臓器のために自国患者が群れをなして中国に行っているような国々が、類似した措置を取れば、資金源が縮小していき、最終的には世界的に非難されている臓器摘出・売買組織の解体につながるであろう。

---

1 “Organs for Sale: China’s growing trade and ultimate violation of prisoners’ rights,” Hearing before the subcommittee on International Operations and Human Rights of the Committee on International Relations, House of Representatives, June 27, 2001. Viewed at: [http://commdocs.house.gov/committees/intlrel/hfa73452.000/hfa73452\\_Of.htm](http://commdocs.house.gov/committees/intlrel/hfa73452.000/hfa73452_Of.htm)

2 Lavee J. “Organ transplantation using organs taken from executed prisoners in China – a call for the cessation of Israeli participation in the process,” [Hebrew] Harefuah. 2006;145:749-52

3 Lavee J. “Shooting and cutting,” [Hebrew]. Medicine Cardiology. 2:12-15, 2007. Viewed at: <http://www.themedical.co.il/Upload/Magazines/Documents/23/medicine%20heart2.pdf>

4 Israel Transplant Law - Organ Transplant Act, 2008. Viewed at: [http://www.declarationofistanbul.org/index.php?option=com\\_content&view=article&id=267:israel-transplant-law-organ-transplant-act2008&catid=83:legislation&Itemid=130](http://www.declarationofistanbul.org/index.php?option=com_content&view=article&id=267:israel-transplant-law-organ-transplant-act2008&catid=83:legislation&Itemid=130)

5 The Declaration of Istanbul. Viewed at: <http://www.declarationofistanbul.org/>

6 Lavee J, Ashkenazi T, Gurman G, Steinberg D. “A new law for allocation of donor organs in Israel,” Lancet (2010): 375(9720):1131-3